

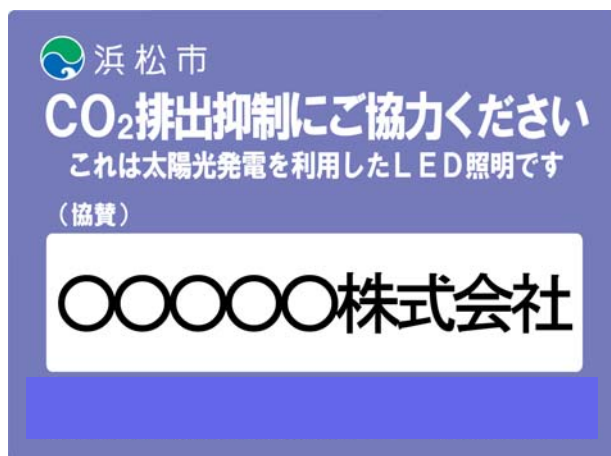
企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱の規定による 銘板の規格等

企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱第2条第2号による銘板の規格等を次のとおり指定する。

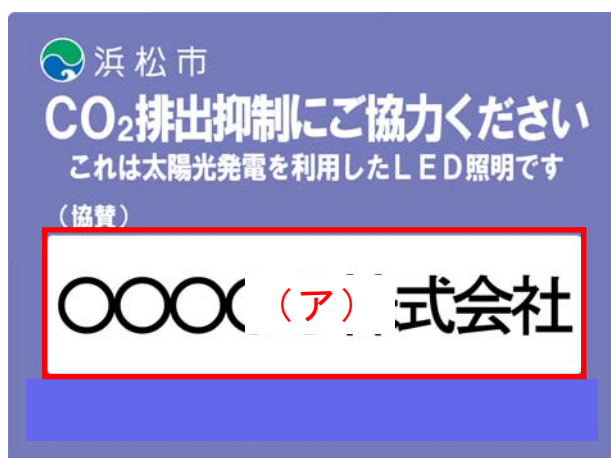
なお、この事業は市民の環境意識の啓発を図ることが目的であり、そのために設置される銘板（以下の記載事項を明示するもの）については、浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号）第6条第1項第2号に規定する適用除外物件に該当するものとして取扱う。

1 表示の内容

(1) 様式



(2) 協賛欄の表示内容



- 協賛欄（ア）に表示する内容は、協賛企業等の名称とする。ただし、名称の代わりに、又は名称とともに、その名称を表すロゴマークに限り、表示することができる。

2 LED照明の形状、設置場所ごとの銘板の設置形態、大きさ及び設置高さ

LED照明の形状	設置場所	設置形態	大きさ	設置高さ
銘板を設置できる支柱等があり、その高さが高いもの (街路灯など)	人の往来が想定される場所 (通路、駐車場など)	支柱等に板状の看板を設置	縦 297 ミリメートル 横 400 ミリメートル	下端が地盤面から 2.5 メートル以上
	人の往来が想定されない場所 (植込、花壇など)			下端が地盤面から 1.5 メートル以上
銘板を設置できる支柱等があり、その高さが低いもの (フットライトなど)	支柱等の高さ以内に支柱等に板状の看板を設置すると当該看板の認識が困難となる場所 (植込など)	野立ての看板を設置	縦 200 ミリメートル 横 297 ミリメートル	地盤面から 5 メートル以下
	上記以外の場所	支柱等に板状の看板を設置		支柱等の高さ以内
銘板を設置できる支柱等がない又は支柱等に銘板を設置できない形状のもの (地中又は壁面への埋め込みライトなど)		野立ての看板を設置	縦 200 ミリメートル 横 297 ミリメートル	地盤面から 5 メートル以下

- 「地盤面」とは、当該LED照明の基礎が周囲の地面又は構造物と接する位置における水平面のうち最も低いものをいう。
- 「銘板を設置できる支柱等があり、その高さが低いもの」とは、縦 297 ミリメートル、横 400 ミリメートルの板状の看板を、下端が地盤面から 1.5 メートル以上で設置できないもの又は設置した場合に当該LED照明の機能を阻害する若しくは当該看板の認識

が困難となるものをいう。

3 個数

- 銘板の個数は、当該LED照明1機につき、原則として前後1組とする。

4 材質

- 銘板本体フレームは、ステンレス製とする。
- 銘板面は、アルミ複合板とする。

5 設置に際しての配慮

- 銘板は、人の往来を阻害しない向きで設ける。
- 銘板は、強風等により容易に破損し、又は落下しないように設ける。
- 銘板の設置高さは、前後で同一とする。
- 本事業による既存のLED照明等がある場所に追加で設置する場合は、LED照明の機種、銘板の大きさ、設置高さなどを統一し、良好な景観の実現を図る。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。